

平成 22 年度 サバ・トレーサビリティ調査検討会規約

第 1 条（検討会の名称）

本検討会の名称を、サバ・トレーサビリティ調査検討会（以下「検討会」という。）とする。

第 2 条（目的）

サバのサプライチェーンを通じたトレーサビリティのためのロット管理に関して、以下の 2 つの手法の実施可能性や効果を検証すること。

- ・ ISO/DIS 12785 に適合した原料サバのロット管理とデータの対応づけの確保
- ・ 標準バーコードを活用したサバ加工品のロット管理

第 3 条（検討事項）

検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 実証の計画
- (2) 実証結果の評価
- (3) その他目的達成に必要な事項

第 4 条（検討会の構成）

- (1) 食品チェーン研究協議会会長は、有識者に検討会委員を委嘱する。
- (2) 検討会の座長は、委員の互選により選出する。

第 5 条（委嘱期間）

委員の委嘱期間は、委員委嘱を承諾した日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

第 6 条（出席のための費用）

検討会出席のための旅費・交通費および委員謝金について、食品チェーン研究協議会の規程により支払うこととする。

第 7 条（事務局）

検討会の事務局は、食品チェーン研究協議会に設置する。

付 則

本規約は、平成 22 年 10 月 21 日より施行する。